

## (参考4)

### 意見を述べる際の観点

意見聴取手続きにおいては、都道府県においては以下の①の観点より、市区町村においては以下の①から④の観点より、意見を述べるものとする。

#### ① 地域の需要等を踏まえた高齢者住宅の確保

当該地域の高齢者住宅の需要や、高齢者人口の将来推計等を勘案して、必要な高齢者住宅が供給されているか。例えば、政府や地方公共団体の定める高齢者向け住宅\*の目標※に照らして、当該地域において過剰な供給となっていないか、など。

\*高齢者向け住宅：有料老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等

※住生活基本計画（計画期間 R3～R12。R3.3.19 閣議決定。）における目標は以下のとおり。

・高齢者人口に対する高齢者向け住宅\*の割合【2.5%(H30)→4% (R12)】

※地方公共団体は、都道府県高齢者居住安定確保計画及び市町村高齢者居住安定確保計画において、高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標等を定めることができる。

#### ② 公共交通機関へのアクセス等の立地

高齢者が公共交通機関や生活利便施設等を利用しやすい立地であるか。例えば、駅徒歩圏（750m 圏）内やバス利用圏（最寄りのバス停まで 300m 圏）内であるか、（都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画が定められている市町村においては）居住誘導区域内であるか、など。

#### ③ 医療・介護サービスとの連携体制等

入居者の介護の重度化や医療処置が必要となった場合に備えて、必要なサービスが提供されるよう医療・介護サービスとの適切な連携が図られているか。また、地域で介護等を担う人材の需給状況は適正か。例えば、協定の締結等を通じて併設又は近隣の医療機関・介護事業所より、入居者の求めに応じて、医療・介護サービスが提供されるか、など。

#### ④ 立地誘導や防災その他まちづくりとの整合

立地誘導や防災、その他市区町村のまちづくりの観点から必要な事項。

#### (留意点)

- ・上記で示した数値等は例示であり、各都道府県・市区町村が、合理的な根拠をもとに、当該地域の特性を踏まえた独自の基準を定めることを妨げるものではない。
- ・各都道府県・市区町村においては、事業者の判断に資するよう、意見を述べる際の考え方を定め、あらかじめ、公表することが望ましい。
- ・今般の意見聴取は、まちづくり方針との整合の観点から行うものであり、その他の観点（介護保険財政への影響、町会への加入の有無、地域内の住民の入居割合、ゴミ集積場の設置 等）から意見を述べることは想定していない。